

○本巢市本庁舎における通話録音装置の管理及び運用に関する要綱

令和7年3月25日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、業務の公正かつ適正な執行の確保及び職員に対する不当な圧力等の排除を目的として市本庁舎に設置する通話録音装置の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音装置 電話交換機に接続する外線電話の通話内容を自動的に録音する装置をいう。

(2) 通話記録 通話録音装置により記録した音声、通話日時、通話時間及び通話当事者の電話番号をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとし、財政課長をもって充てる。

2 管理責任者は、管理上必要と認める者(以下「操作担当者」という。)以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(設置等の公表)

第4条 管理責任者は、通話録音装置の設置及びその利用目的について、市のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(個人情報保護)

第5条 管理責任者及び操作担当者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者及び操作担当者は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全確認のために必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者及び操作担当者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話記録の適正管理)

第6条 管理責任者は、通話が記録された通話録音装置については、設置場所の施錠を行う等厳重に管理するものとする。

2 通話記録の保存期間は、記録された日から30日間とし、保存期間を経過したものの消去については、記録装置の上書き機能により行うものとする。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他管理責任者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 通話記録は、複製してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

(目的外利用及び第三者への提供禁止)

第7条 通話記録は、第1条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、法第69条第2項の規定により行う場合は、この限りでない。

(開示請求)

第8条 管理責任者は、自己情報に係る通話記録の開示請求があったときは、法の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、通話録音装置の運用に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。